

鳥取縣公報

昭和十五年七月九日
第一千四百四十六號

火曜日

本書ノ大キサ國定規格A⁵判

告示

○鳥取縣告示第五百二號

繭生產費調査擔當繭絲調査員左ノ通囑託及解囑アリタリ

昭和十五年七月九日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

長山 茂	囑託セラレタル繭絲調査員氏名	擔當調査養蠶者	囑託又ハ解囑セラレタル年
蘆田 達己	解囑セラレタル繭絲調査員氏名	番 號	月
第拾壹號	岡田 彌一	氏 名	日
第拾貳號	松本 武俊		昭和十五年六月二十九日

鳥取縣公報 每週曜日發行

(休日ニ當ル) 時ハ翌日

昭和十五年七月九日 第一千四百四十六號

(昭和四年四月十五日) 第三種郵便物認可

鳥取縣告示第五百三號
 價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ本縣ニ於ケル漁業用單寧染料ノ販賣價格左ノ通指定ス
 昭和十五年七月九日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

漁業用單寧染料ノ販賣價格

一 鳥取縣漁業組合聯合會販賣價格

銘	柄	麻袋入風袋込十貫	備考
ワットルバーク	エキス	一七、六七	
ワットルバーク		九、二九	
銘	柄	正味 五〇 盃	備考
R 印	カツチ	二四、九九	

A 印	カツチ	二九、四五	
T 印	カツチ	二八、七六	
B 印	カツチ	二四、二五	
イ 本表價格ハ容器費ヲ含ムモノトス ロ 全國漁業組合聯合會ノ指定スル着驛港ヨリノ引取經費及之ヨリノ配給諸經費ノ實費ハ本表價格ニ加算スルモノトス 二 單位漁業組合販賣價格			
銘	柄	麻袋入風袋込十貫	備考
ワットルバーク	エキス	一八、〇二	
ワットルバーク		九、四八	

00650

銘	柄	正味	五〇	貯	備考
R 印	カ ツ チ	二五、四九	圓		
A 印	カ ツ チ	三〇、〇四			
T 印	カ ツ チ	二九、三三			
B 印	カ ツ チ	二四、七三			

イ 本表價格ハ容器費ヲ含ムモノトス

ロ 全國漁業組合聯合會ノ指定スル着驛港ヨリノ引取經費及之ヨリノ配給經費ノ實費ヲ本表價格ニ加算スルモノトス

但シ鳥取縣漁業組合聯合會ニ於テ引取及配給ノ諸實費ヲ加算セル時ハ此ノ限ニアラズ

ハ 小分品(一袋或ハ一函ヲ開函ノ場合)ノ販賣價格ハ本表價格ノ三步高トス

00651

鳥取縣告示第五百四號

昭和十四年十一月十四日道路法第二十六條ニ依リ府縣道淺津松崎線東伯郡淺津村大字上淺津字宮ノ本四ノ六番地先ヨリ同郡東郷村大字引地字杭ノ和田四〇ノ九番地先ニ至ル間左ノ通貨取渡船場設置ノ件許可セリ

昭和十五年七月九日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

一 設置者 東伯郡淺津村

二 渡錢ノ額 乘客

片道一人ニ付金拾錢
但シ十二歳未滿ノ者ハ二人ヲ以テ一人ニ換算シ六歳未滿ノ者ハ免除ス

貨物

自轉車一臺ニ付金五錢

自 昭和十五年一月一日

三 渡錢徵收期間 至 昭和廿四年十二月卅一日

00652

◆鳥取縣告示第五百五號
 東伯郡畜産組合ニ對シ左ノ通倉吉臨時家畜市場開設ノ件七月四日附許可セリ
 昭和十五年七月九日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

- 一 市場ノ名稱 倉吉臨時家畜市場
- 二 位 置 東伯郡倉吉東町四四一番地
- 三 開設者氏名 東伯郡畜産組合
- 四 開設ノ日時 昭和十五年七月二十五日一日間
- 五 取扱家畜ノ種類 牛、馬
- 六 家畜ノ賣買交換停止區域
 東伯郡西郷村、日下村、花見村、東郷松崎村、淺津村、長瀬村、上北條村、中北條村、下北條村、大誠村、灘手村、社村、小鴨村、旭村、字今泉、同元泉、倉吉町
- 七 家畜ノ賣買交換停止期間
 市場開催日及其ノ開催日ノ前日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

◆鳥取縣告示第五百六號
 日野郡畜産組合ニ對シ石見臨時牛馬市場左ノ通開設ノ件七月四日附許可セリ
 昭和十五年七月九日

00653

- 一 市場ノ名稱 石見臨時牛馬市場
- 二 位 置 日野郡石見村大字上石見字宮脇 八三番地
八四番地
八八番地
- 三 開設者氏名 日野郡畜産組合
- 四 開場ノ日時 昭和十五年七月 自六日 二日間
至七日
- 五 取扱家畜ノ種類 牛、馬
- 六 家畜賣買交換停止區域
 日野郡石見村、福榮村、日野上村、黒坂町
- 七 家畜賣買交換停止期間
 市場開催日及其ノ開催日前後各一日間

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

◆鳥取縣告示第五百七號
 因伯牛犢生産検査規則第一條ニ依ル生産検査ヲ左記ノ通施行ス依テ昭和十五年四月二十五日迄ニ生産シタル犢ノ所有者又ハ管理者ハ該犢ヲ所定ノ検査場所ニ牽付クベシ
 昭和十五年七月九日

検査月日	検査區域	検査場所	牽付時間
七月十四日	蒲生村、岩井町、東村	蒲生村 大字 蒲生 岩井町 大字 岩井	午前 九時 午後 一時

同十五日	浦富町本庄村	浦富家畜市場	午前九時
同十六日	鳥取市(舊中ノ郷)	鳥取市大字高坂	午前八時
同十七日	大茅村、成器村	成器村大字殿本	午前八時
同十八日	宇倍野村	宇倍野村大字郷谷	午前八時
同十九日	米里村、津ノ井村	米里村大字久木	午前八時
同二十日	面影村、鳥取市(舊稻葉)	面影村大字瀧雲山	午前八時
同二十一日	倉田村、鳥取市(舊美保)	倉田村大字待安居	午後一時
同二十二日	鳥取市	鳥取家畜市場	午前八時
同二十三日	小田村	小田村大字池谷	午前九時

鳥取縣告示第五百八號

岩美郡本庄村大字恩志田中藤藏ニ對シ七月五日羊豚家兔商免許鑑札左ノ通下附セリ

昭和十五年七月九日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

鑑札番號 第七〇號
取扱家畜 豚

鳥取縣告示第五百九號

天神川支小鴨川附屬物左ノ通其ノ公用ヲ廢止ス

昭和十五年七月九日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

堤防 小鴨川右岸

番號	起點		終點		工種	延長	摘要
	郡	町	郡	町			
第六號	東伯	倉吉	同	倉吉	土堤	八三〇、米 二、三三四、坪 三六五	別紙圖面ノ通り
第八號	東伯	倉吉	同	倉吉	石積	一四四、米 三六七、坪 七五五	別紙圖面ノ通り
第九號	〃	〃	〃	〃	新土手	六五、米 二四、坪 八四	別紙圖面ノ通り

護岸 小鴨川右岸

別紙圖面ハ鳥取縣經濟部土木課ニ保管ス

鳥取縣告示第五百十號
左ノ通公有水面埋立ノ件免許セリ

昭和十七年七月九日

一 埋立ノ免許ヲ受ケタル者

米子市

鳥取縣知事

副

見

喬

雄

一 埋立ノ場所

米子市祇園町二丁目自二十九至三十三番地先海面

一 埋立ノ面積

四段八畝貳拾步

一 埋立ノ目的

畑地造成

一 免許年月日

昭和十五年七月五日

一 工事着手及竣功期間

免許ノ日ヨリ拾日以内ニ着手
着手ノ日ヨリ參ケ年以内ニ竣功

鳥取縣告示第五百十一號
產婆名簿登錄訂正者左ノ如シ

昭和十五年七月九日

鳥取縣知事

副

見

喬

雄

住所 鳥取縣八頭郡河原町大字河原二六番地ノ二

昭和十五年五月三十日婚姻ノ爲メ前姓國本ヲ宮崎ニ改姓並本籍變更ニ依リ

名簿訂正方出願ニ對シ 昭和十五年六月二七日訂正

鳥取縣告示第五百十二號

鳥取縣自動車用タイヤ、チューブ選別委員會規程左ノ通之ヲ定ム

昭和十五年七月九日

宮崎正子

鳥取縣知事

副

見

喬

雄

自動車用タイヤ、チューブ選別委員會規程

第一條 本會ハ鳥取縣自動車用タイヤ、チューブ選別委員會(以下單ニ委員會ト稱ス)ト稱ス

第二條 委員會ハ自動車用タイヤ、チューブ新舊品引換制實施ニ伴フ舊品選別ノ適正ヲ期スルヲ以テ目的トス

第三條 委員ハ左ニ掲グル団体ノ推薦セル者ノ中ヨリ知事之ヲ囑託ス

一 鳥取縣自動車用タイヤ商業組合

二 中國タイヤ護謨工業組合

三 中國護謨材料卸商業組合

第四條 委員會ハ會長及委員ヲ以テ組織ス

第五條 會長ハ委員ノ互選トス、會長ハ會務ヲ總理シ會議ノ際議長トナル會長事故アルトキハ會長ノ指名セル者其ノ事務ヲ代行ス

第六條 委員會ハ會長ニ於テ日時場所ヲ指定シ毎月一回以上招集ス

第七條 委員會ハ縣係官立會ノ下ニ開催スルモノトシ必要ニ依リ技術者ヲ雇備選別セシムル事ヲ得

第八條 選別ハ出席委員ノ議決ニ依リ之ヲ決ス、可否決定セザルトキハ議長之ヲ決ス

第九條 委員會所要經費ハ關係團體ニ於テ等分ニ分擔スルモノトス
 附 則
 本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

正 誤

昭和十五年六月鳥取縣公報第千四百四十一號鳥取縣告示第四百四十八號中左ノ通正誤ス

頁 行 誤 正

一 八 鳥取縣獸肉ノ販賣ヲ業トスル者 鳥取縣獸肉販賣業組合

昭和十五年六月鳥取縣公報第千四百四十二號鳥取縣令第四十六號中左ノ通正誤ス

頁 行 誤 正

一 七 第二十六條 第二十三條

通 牒

受統第一五四號

昭和十五年七月二日

例 規

鳥 取 縣 總 務 部 長

市 町 村 長 殿

昭和十五年國勢調査施行規則第七條ノ規定ニ依ル申出アリタル場合ニ於ケル取扱方ニ關スル件通牒
 昭和十五年國勢調査施行細則第七條ノ規定ニ依ル申出アリタル場合ニ於ケル取扱ニ關シテハ別紙ニ
 依リ御處理相成度候

昭和十五年國勢調査施行規則第七條ノ規定ニ依ル申出アリタル
 場合ニ於ケル取扱方

第一項ニ依ル申出アリタル場合ノ取扱方

一 國勢調査員施行規則第七條第一項ノ規定ニ依ル申出ヲ受ケタルトキハ左ノ各號ニ依リ處理ス
 ベシ

イ 調査ノ時期ニ擔當調査區内ノ世帯ニ現在シタル者ナルトキハ當該世帯ノ申告義務者ヲシテ
 申告書ニ追記セシムルコト

- ロ 調査ノ時期ニ何レノ世帯ニモ現在セザリシ者ナルトキ又ハ他ノ調査區ノ世帯ニ現在シタル者ナルトキハ申告書用紙ヲ交付シテ申告書ヲ作成提出セシムルコト此ノ場合ニ於テハ照査表備考欄ニ「規則第七條第一項ニ依ルモノ」ト記入スベシ
- 二 市區町村長施行規則第七條第一項ノ規定ニ依ル申出ヲ受ケタルトキハ直ニ其ノ旨ヲ市區役所又ハ町村役場所在ノ調査區ヲ擔當スル國勢調査員ニ通知スベシ
- 三 國勢調査員前項ノ回付ヲ受ケタルトキハ前記一ノイ、ロニ依リ處理スベシ
- 第二項ニ依ル申出アリタル場合ノ取扱方
 - 一 國勢調査員施行規則第七條第二項ノ規定ニ依ル申出ヲ受ケタル場合ニ於テ何レノ世帯ニ於テモ申告セラレザリシモノト認メラレタル時ハ左ノ各號ニ依リ處理スベシ
 - イ 擔當調査區内ノ世帯ノ世帯關係者ナルトキハ當該世帯ノ申告義務者ヲシテ申告書ニ追記セシムルコト
 - ロ 他ノ調査區ノ世帯關係者ナルトキハ申告書用紙ヲ交付シテ申告書ヲ作成提出セシムルコト
 - 此ノ場合ニ於テハ申告書ニ「規則第七條第二項ニ依ルモノナルコト及申出者ト世帯關係者トノ關係」ヲ記載シタル附箋ヲ貼付シ尙照査表備考欄ニモ「規則第七條第二項ニ依ルモノナルコト及申出者ト世帯關係者トノ關係」ヲ記入スベシ
- 二 市區町村長施行規則第七條第二項ノ規定ニ依ル申出ヲ受ケタルトキハ直ニ其ノ旨ヲ市區役所又ハ町村役場所在ノ調査區ヲ擔當スル國勢調査員ニ通知スベシ
- 三 國勢調査員前項ノ回付ヲ受ケタルトキハ前記一ノイ、ロニ依リ處理スベシ

昭和十五年七月九日印刷
昭和十五年七月九日發行

發行所 鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣氣高郡大正村大字古海
鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町